

意 見 書

阿南市教育委員会

教育長 新居 正秀



織原家文書は海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する18通の中世文書で、うち14通が昭和43年に阿南市の文化財に指定されている。

内容としては橘八幡宮の神主職や神主がもらう免田に関する、宛行・譲渡・売渡に関するものがほとんどであり、細川氏による阿波国支配の始まりと密接に関わる折原氏の神主職獲得の経緯、およびその背景にある在地状況がうかがえる。

寛文年間に、織原家は橘浦の加子である孫左衛門と2人で神主を務めており、そのため元禄年間に織原氏から孫左衛門方に古文書13通が預けられた。その際に、織原家で孫左衛門方に預けた13通の文書の写が作成され、そのうちの9通が存在している。（孫左衛門家に預けられた13通の文書はすべて焼失している。）つまり織原家が所蔵する18通の文書のうち、9通は写である。

織原家文書は、県内の歴史に関わる中世文書であり、とくに14世紀前半～15世紀前半の在地関係の詳細が分かる点でも貴重なものであるといえる。

担当課 阿南市市民部文化振興課

徳島県指定有形文化財申請書

一 種類、名称及び員数

織原家文書 一八通

二 所在の場所

阿南市橋町西浦十二一

三 所有者の氏名又は名称及び住所

織原 英文 阿南市橋町西浦十二一

四 管理者又は占有者の氏名又は名称及び住所

織原 英文 阿南市橋町西浦十二一

五 年代

元亨二年（一二二二）～応永十七年（一四一〇）

六 形状

織原家文書の総数は十八通であるが、九通ずつ少し異なった形で伝来している。その内九通は、一括して右端を継じられており、一綴りの形で、残りの九通は一紙文書で伝来している。

七 品質（※文中の番号は別紙法量表の番号）

織原家文書は紙本墨書き文書である。一番から九番までの一綴りの文書は江戸時代に作成された写である。なお、一番の文書は、某宛行状写である。その他の文書の詳細については、別紙参照。また、十番から十八番までは一紙文書で原文書である。十番以降は裏打ちをしてあるが、損傷しているものもみられる。

八 法量

別紙参照

九 作者、伝来

織原家文書は海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する文書で十八通ある。そのうち十四通が阿南市の文化財に指定されている。時代としては鎌倉時代末期の元亨二年（一二二二）年から南北朝時代が終わり、阿波出身の細川頼之が室町幕府管領として実質的に政権を掌握していた応永十七（一四一〇）年まで、八十九年間

及ぶもので、社領莊園と神主職に関する文書である。

寛文年間（一六六一～一六七三）に、織原家側の事情により、橋浦の加子である孫左衛門と一人で神主を務める。元禄年間（一六八八～一七〇四）に織原氏から孫左衛門方に古文書十三通が預け置かれる。その際に、織原家で文書の写が作成される（九通存在）。文化年間（一八〇四～一八一八）、伊勢の御師の言により、孫左衛門家で文書焼却事件が発生したとい伝えられている。

織原家が所有する十八通の中世文書の内、九通は、孫左衛門方に預け置く際に作成された一綴りの写で、残りの九通は原文書で孫左衛門方に預け置かれず、織原家に残されたものであると考えられる。

明治二十三年（一八九〇）には、織原知春氏と一男の金吉氏がさらに全部の写を作成。現在、数々の写が存在するが、原型となるのは、前述した九通の一綴りの写と九通の一紙文書の原文である。文書の作者については別紙表参照

十 その他参考となるべき事項

阿南市指定文化財 「織原家文書」

『阿南市史 第一巻』 昭和六十二年 阿南市市史編さん委員会

『徳島県史 第二巻』 昭和四十一年 徳島県史編さん委員会

「阿南市海正八幡神社所蔵貞和二年三月『某申状草案』」『四国中世史研究』第三号 平成七年 福家清司

『徳島県の歴史』山川出版社 平成十九年 石踊胤央・北條芳隆・大石雅章・高橋啓・生駒佳也

「阿波橋八幡宮神主職と在地勢力——「織原家文書」の分析を通して——」『四国中世史研究』第十四号 平成二十九年

右のものを、徳島県指定有形文化財に指定してくださるようお願いします。

平成三十年 一月 三十日

申請者 住所 阿南市橋町西浦十三一一

織原 英文



徳島県教育委員会

「織原家文書」一覧

文書名	発給年月日	西暦	差出	(宛所)	寸法縦(mm)	寸法横(mm)	備考
1 某宛行状写	元亨2年2月日	1322	恒正		248	338	1綴9枚 橋宮
2 源重長宛行状	建武3年11月19日	1336	源重長	伴恒光			海八幡宮
3 奉行祖用宛行状写	曆応2年8月日	1339	奉行祖用	恒光			
4 都聞真宗・都寺昌恩安堵状	貞和4年2月13日	1348	都聞真宗・都寺昌恩	臺花僧 (はしまんのミあかし田)			補陀(陀)寺領桑野保内
5 代官良光寄進状	貞和2年3月3日	1346	代官良光				
6 都管閑温預伏	延文元年9月2日	1356	都管閑温	折原刑部丞			免田1町を折原刑部丞に預け置く
7 上使中祚・庄主周温渡状	康安元年9月9日	1361	上使中祚・庄主周温	鈴珠藏主			任中華禪師議状…為後訴。上使?
8 代官行福音進状	応安2年2月日	1369	代官行福音				
9 庄主真宗宛行状	康永2年カ10月7日	1343	庄主真宗				
10 某言上状案	貞和3年3月	1347			240	265	・蛇頭源重長 ・先地頭山田彦太郎、代官首藤又二郎入道。入道祖父、桑野保 前・上部欠 を追い出される ・長崎禪門管領、代官有田太郎、又代官門西入道。門西と相聲和 残存部分 食入道。 ・元德2年(1330)頃、和食入道採取 ・然者恒正恒光臺花致干今童代無相違上者…此事自天龍寺守僧 裏打ちアリ ・元德2年(1330)頃、和食入道採取 ・然者恒正恒光臺花致干今童代無相違上者…此事自天龍寺守僧 裏口入候上者、殊更不可有等際之様候云々
11 中華譲状	延文4年8月22日	1359	中華	鈴珠	275	381	下部虫喰 裏打ちアリ 成松名内田畠事 合一丁一反内…并たちはなの八幡宮神主式
12 鈴珠契約状	貞治3年2月7日	1364	鈴珠	刑部	300	368	裏打ちアリ 鈴珠ノ刑部が兄弟契約し、鈴合と半分負担をもつて神事全う。
13 鈴珠譲状	貞治4年9月20日	1365	鈴珠	舍弟九郎次郎	294	352	病身で社參叶わらず、舍弟に義達。桑野保領家御方内成松名内田 畠事合壹町臺反内…橘八幡宮神主職…中華禪師之譲狀共二 箇口入候了
14 つね口け譲状	応安7年11月21日	1374	つね口け		263	310	上部切斷 虫損、裏打ちアリ
15 重孝譲状	嘉慶2年4月22日	1388	重孝	志郎とく松	295	332	裏打ちアリ 桑野保宮谷若王子[]免田・名田・神主職
16 畠内淨用売券	応永5年12月27日	1398	畠内淨用	六斗丸之太郎・成松之刑部	307	417	裏打ちアリ 由緒により相伝の橋八幡宮免田・神主職(二段半)を永代元接。
17 伴美重譲状	応永10年3月11日	1403	伴美重		239	302	裏打ちアリ 成松の名田跡
18 折原又五郎、つる法師出舉	応永17年7月27日	1410	折原はうし又五郎・つる法師	折原成松慈円	305	413	裏打ちアリ 出拳米借り受けの形に童を差出し。折原一族内で階層分化か。
19 米請文							

指定答申された文化財

1 名 称

阿波藍の注染

2 種 別

無形文化財（工芸技術）

3 所在地

徳島市佐古七番町9番12号

4 保持者

古庄 紀治

5 概 要

徳島県の地理的、気候的条件に適した藍染料薬の製造は、江戸時代に徳島藩の奨励政策とともに発展し、藩の経済を支える重要な产品となった。

紀治氏の父理一郎は、阿波藍の天然発酵建てによる注染の技法を大成し、県指定無形文化財「純正藍の注染」（昭和52年指定、平成11年死去により解除）の保持者として認定された。紀治氏は昭和48年より染色工として父理一郎に師事し、注染をはじめとする染色に従事するようになった。

注染は明治初期に始まったといわれる糊防染法で、日本にしかない染色技法である。型紙のサイズで布を折り返して糊置きするため、一度に両面の防染が可能で、生地の表裏を同じ模様で染めることができる。

阿波藍の注染の工程は大きく①天然発酵建てによる藍建て ②防染糊の調整 ③糊置き（型置き） ④染色 ⑤水洗い ⑥後処理（あく抜き）の6つに分かれる。

発酵建てによる藍の還元力は還元剤よりも弱く酸化されやすいため、注染のように液を注ぐといった空気に触れる作業は過酷な条件といえる。しかしながら、古庄氏は注染に適した工夫をしている。また、先代からの「藍の注染」の基本的な作業工程や技法を継承しつつ、紀治氏独自の研究や工夫が取り入れられている。

古庄家は全国でも唯一天然発酵建てによる阿波藍の注染を行っており貴重である。また、紀治氏は、後継者育成にも取り組み、徳島の藍染技術の普及に努めている。

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第四章 県指定無形文化財

(指定等)

第二十四条 委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前条の規定による指定をするに当たつては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行う。

5 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるとときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第三項および第四項の規定を準用する。

徳島県指定文化財指定基準

県無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

第1 無形文化財の指定基準

【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第2 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

【工芸技術関係】

保持者

- 1 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

調査票			
種別	無形文化財(工芸技術)	名称	阿波藍の注染
所在地	徳島市佐古七番町九番十二号	住所	徳島市佐古七番町九番十二号
ふりがな 所有者氏名	あるしょう としはる 古庄 紀治	住所	同上
管理者氏名	同上	住所	同上
保存管理の状況	'純正藍の注染'として、唯一の保持者であった古庄理一郎が死去したため、平成11年5月28日に認定・指定解除した。古庄紀治はその後継者で、阿波藍の天然発酵建てと注染の技法を継承し、後継者の養成にも努めている。		
法量・形状 伝説由来 年代・現状 材質その他	<p>徳島県の地理的、気候的条件に適した藍染料葉の製造は、江戸時代に徳島藩の奨励政策とともに発展し、藩の経済を支える重要な产品となつた。古庄家は徳島県板野郡古川の庄屋で、慶応時代に鉄蔵が阿波藍専用の紺屋を創め、その子兵次郎がこれを継承し、昭和3年まで徳島市富田浦で操業していた。藍染めには良質の水が必要であることから、四季を通じて安定した地下水が確保できる現在の地に工場を移転し、兵次郎の子理一郎が昭和24年に工場を再建した。理一郎は県指定無形文化財「純正藍の注染」(昭和52年指定、平成11年解除)の保持者として認定され、阿波藍の天然発酵建てと注染の技法を大成した。</p> <p>注染は明治時代初期に始まったといわれる糊防染法で、木綿の手ぬぐいや浴衣などを染める際に用いられた日本にしかない染色技法である。型紙のサイズで布を折り返して糊置きするため、一度に両面の防染が可能で、生地の表裏を同じ模様で染めることができる。注染ができる工房は全国でも限られるが、古庄家はの中でも唯一天然発酵建てによる阿波藍の注染を行っている。</p> <p>阿波藍の注染の工程は大きく①天然発酵建てによる藍建て ②防染糊の調整 ③糊置き(型置き) ④染色 ⑤水洗い ⑥後処理(あく抜き)の6つに分かれる。</p> <p>紀治氏は昭和48年から染色工として父に師事し、父と共に阿波藍の天然発酵建ての再興を図り、注染の技法を継承しただけでなく、絹染めの技法をも再興させた。昭和58年より小松島西高等学校講師として教育活動に取り組み、工場においても後継者の育成に努めている。平成10年には国選定卓越技能賞「現代の名工」に選ばれ、平成21年には徳島市指定無形文化財(工芸技術)「阿波藍の注染」の技術保持者として認定されている。</p>		
参考文献 参考事項	<p>「徳島の文化財」昭和53年発行 「徳島の文化財」平成4年発行</p>		
指定基準	<p>無形文化財指定基準 陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの (3)芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準 保持者 1 無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者</p>		
調査者の意見	<p>自然発酵による藍建ては職人によって使用する材料や配合は様々であるが、藍の色素成分インジゴを還元し染まる状態にするという目的は同じであり、その手順、ノウハウが職人独自の色を生み出す基となる。</p> <p>古庄理一郎氏の申請時の藍建て分量および、調整手順と違いはあるが、ハイドロサルファイトナトリウムなどの還元剤を使用しておらず、発酵建てと認定できる。</p> <p>藍はアルカリ性の溶液中で色素であるインジゴを還元し、還元した状態で布に吸着させた後、空気酸化することで纖維中に固着され染まる。したがって、濃色に染めるには浸染と空気酸化を繰り返し行う必要がある。発酵建てによる藍の還元力は還元剤よりも弱く酸化されやすいため、注染のように液を注ぐといった空気に触れる作業は過酷な条件といえる。しかしながら、古庄氏は発酵温度を高めに保持することや、液中の残渣が少ないブドウ糖や貝灰を使用するなど注染に適したのノウハウは理一郎氏より受け継いだ技術に加え、古庄氏が独自に研究され確立したものであり、他に類を見ないものである。</p> <p>また温厚で誠実な人柄であり、藍について学びたい人には自分の経験から得られたノウハウを惜しみことなく教え、数多くの作家、研修生を輩出している。徳島の藍染技術、文化の発展のために欠くことのできない人物といえる。</p> <p>合成染料による注染は他県にも存在するが、阿波藍発酵建てによって行う例はなく貴重である。阿波藍の注染が徳島の文化として永く守り続けられることを期待したい。</p> <p style="text-align: right;">(有内)</p> <p>古庄紀治氏は、先代の技術を引継ぎつつも独自の工夫や現代人の体型や好みにあった圖柄の製品を作成されているが、「藍の注染」の基本的な作業工程や技法については継承されていると判断ができる。型紙については、以前は和紙に液を塗った液紙で紺の部分が絹であつたため弱く、すぐ穴が埋まり破れることが多く、それに代わるものとして、紺の部分をテフロンにし、液紙部分を洋紙にすることで、現代人の好みに合った模様も彫ることが可能になった。技法においては、注染台に置いた布が均一に染まるよう、ローラーを用いてならしているが、先代から使用していた砂を入れた大きなタンポでの作業性の良さを認識し、それを併用している。</p> <p>藍染めには四季を通じて18℃の安定した良質の地下水が必要である。塩分が混じった水を用いると、藍が発酵しない。土地の開発事業などで水脈が変われば、地下水に塩分が混じり当初の場所からは何度か移転している。このように水質はもちろんのこと、藍の品質管理にも真摯に取り組んでいる。</p> <p>先代からの作業工程や技法に古庄紀治氏独自の研究や工夫、機械化を取り入れられている部分もあるが、阿波藍発酵建てによって行う注染は、他県には見受けられず、貴重な技術であり、阿波藍とともにそれを使った注染が徳島の文化として後世に継続していくことができると思われる。</p> <p style="text-align: right;">(伊達)</p>		
調査年月日	平成30年2月20日	調査者氏名	有内則子 伊達仁美

1. 注染の流れ

(1) 阿波藍発酵建て法

<藍建て手順>

初日：すぐも1.5俵を鉄製釜に入れ、湯（60°C）200ℓを加え攪拌し12～24時間置く。

2日目：水酸化ナトリウム300g、貝灰100g、ブドウ糖200g、湯（60°C）150ℓを追加。

3日目：水酸化ナトリウム200g、貝灰50g、ブドウ糖100g、湯（60°C）100ℓを追加。

4日目：水酸化ナトリウム200g、貝灰50g、ブドウ糖100g、湯（60°C）100ℓを追加。

5日目：水酸化ナトリウム200g、貝灰100g加え、藍建てを完了する。

仕込み後は発酵を促すために毎日朝夕2回攪拌する。発酵が進むにつれ、アンモニアの臭いもきつくなり、液表面に紫金色の斑点が現れ始める。発酵の状態に合わせてアルカリ分、糖分を添加し、約1週間で藍建てが完了となる。以後はpH10.5～11.5、液温33°C～35°Cを保つように管理を行う。

(2) 糊置き

<手順>

1. 糊置台の上に当て布を置き、型紙を布に合わせて、ヘラで防染糊を置く。

1枚毎に折り返しながら、4層になるまで同じ作業を繰り返す。

2. 下準備した布を糊置台に乗せ、型紙を布に合わせて、ヘラで防染糊を置く。

1枚毎に折り返しながら、13層になるまで糊を置く。

3. 防染後の布の上から当て布を置き、同じように当て布が4層になるまで防染糊を置く作業を繰り返す。当て布を上下に挟むことで、布を保護することができる。

※すでに糊置きした部分と模様が重なるよう、あらかじめ糊置台に打ち込んだ釘を起点に型紙を置く。



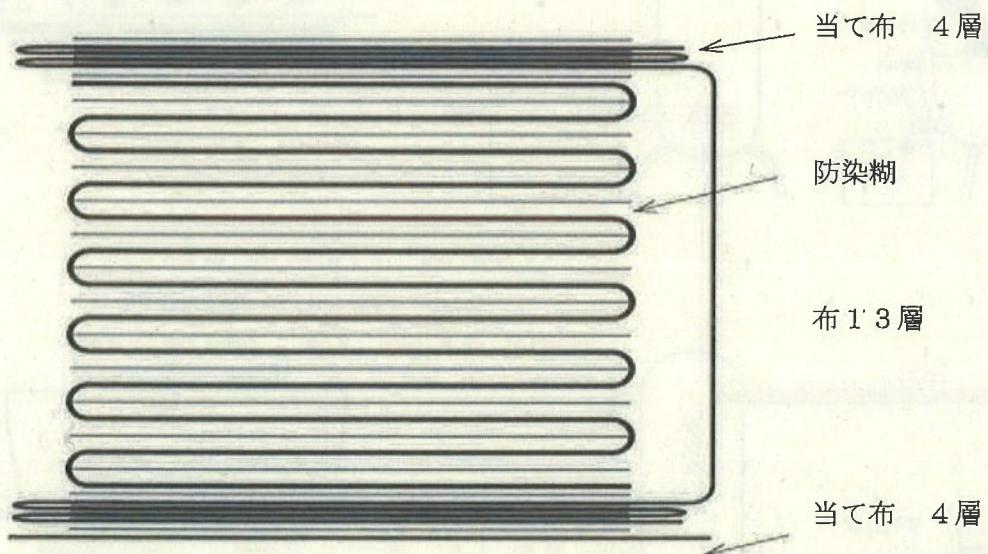


ヘラ（用途に合わせてサイズ多様）



型紙

浴衣地 1 反の場合



※布 1 反の場合、型紙の大きさから 13 層になる。

(3) 注染の作業

① 注染台の構造

1. コンプレッサーを作動し、タンク内を真空にする。(図 A)
2. 注染台の上に置いた布に藍液をかける。藍液は布に浸透し、注染台内部に落ちる。注染台内部に溜まった藍液は、注染台下部の排水口から水槽に落ちる。
(図 A)※排水口のゴムカバーは上部のみ固定されている。
3. タンク内の圧力が 40 ~ 50 cmHg になれば、注染台のレバーを上げ、注染

台内部の空気口から空気を吸引する。吸引した空気はタンクに集められる。空気を吸引する際、排水口のゴムカバーは内側に引かれてることで口が塞がり、藍液は注染台内部にとどまる。(図 B)

4. レバーを戻し、注染台内部に溜まった液を水槽に流す。(図 C)

5. 2, 3, 4 の作業を繰り返す。

※注染台、タンク、コンプレッサーは運動しており、空気を強制的に吸引する働きをする。

図 A

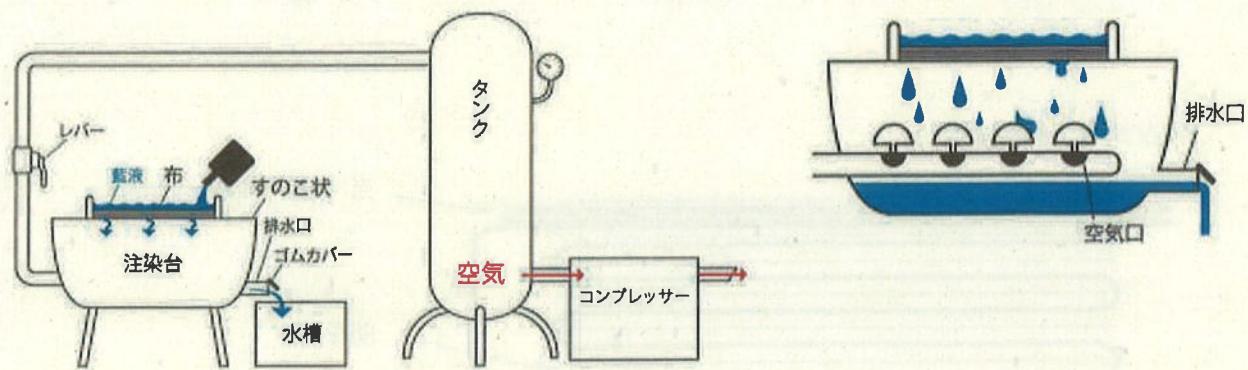


図 B

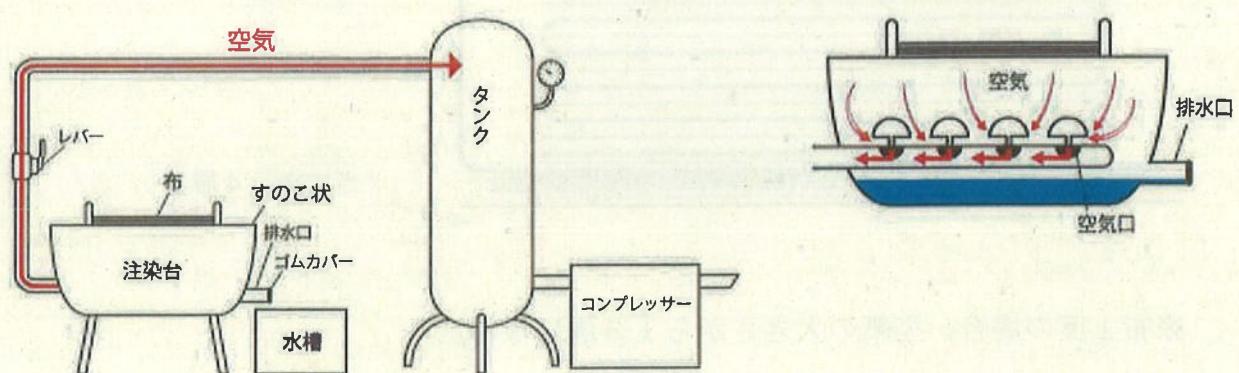
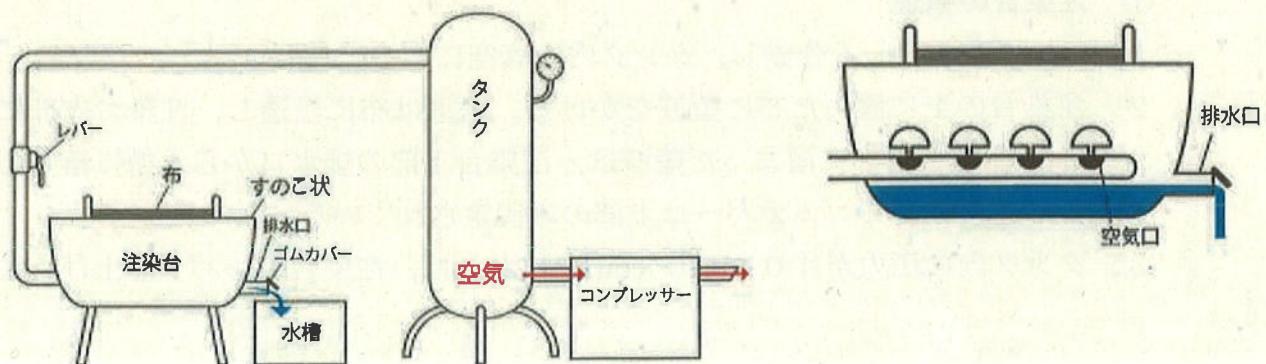


図 C





② 注染

<手順>

1. 糊置きした布を注染台に乗せ、鉄製の枠で布を囲み土手を作る。(図A)
2. 糊置台から注染台に移動した際に布の間に空気が入るため、全体を砂袋でならし、調整する。砂袋は細部まで調整しやすい。(図B)
3. 鉄製釜から注染用ドビンに藍液をくみ取り、注染台の布に上から注ぎ込む。(図C)
4. 藍液が布に自然に浸透するのを待ち、注染台内部の空気口から空気を吸引し、布を空気に触れさせて発色を促す。(図D)
5. 布を折り返している部分は空気がたまりやすいため、細棒で布を押して部分的に空気を抜く作業を加える。
6. 藍液を注ぎ、注染台（強制吸引機）で空気を抜く工程を繰り返す。その際、布を上下に置き換え、濃い色に染める場合は、藍液を注ぐ回数を増やすなど調整する。

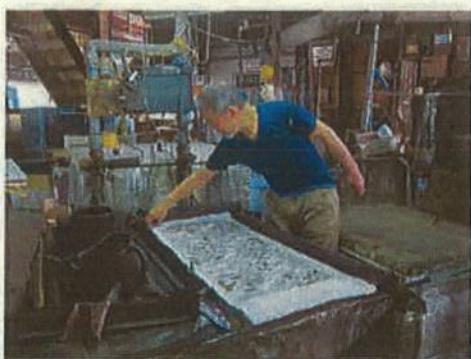


図 A 注染台に置き、鉄製の枠で囲む



図 B 砂袋で調整する





図C 藍液を注ぐ
細棒で折り返し部分を調整



図D 注染台(強制吸引機)で空気を抜く

(3) 水洗い

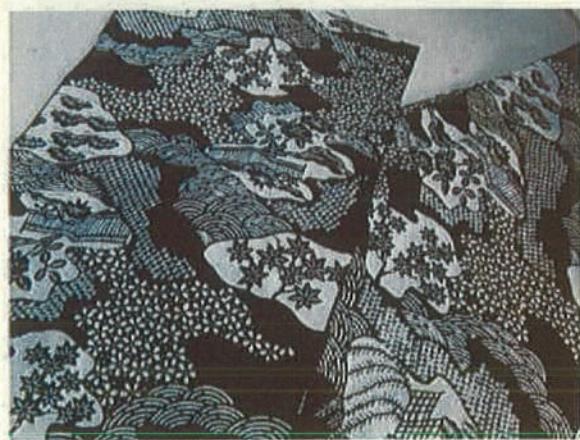
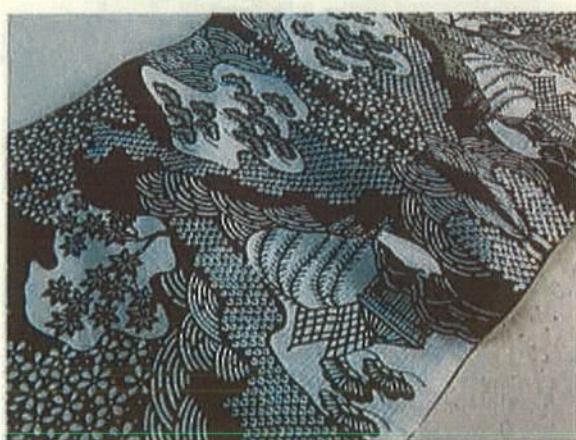
<手順>

1. 水洗槽で布を水洗いする。
2. 2日程度布を陰干しする。



3. 注染の特徴

- ①狭いスペースで効率良く作業ができる。
- ②表裏同じ模様で染めることができるため、裏地の再利用ができる。
※浴衣の場合、袖口と肩口を反対にして打ち直しができる。
- ③何度も液を注ぐ工程があるため、空気に触れて藍液が酸化しやすくなる。藍建ての調整が必要になるため、熟練した技が必要。



意見書

注染は明治時代初期に始まる中形を用いる糊防染法の一種で、折り付け式の型糊付けで糊置き後、簞の子の台上に当て布に挟んで置き、上から注ぎ染める方法である。生地の表裏両面を染める注染の作品は98cmごとに模様が反転し、繰り返し連続する白と藍色の鮮やかな対比や段落ちの豊かさが特徴である。

古庄紀治の藍建ては、助剤である糖質、アルカリ剤に化学薬品を使わず緩衝性のある木灰汁、貝灰、石灰、糖蜜、強力粉を使用する伝統的な自然発酵建てであり、注染に適した藍建てと注染に応用する県内唯一の紺屋である。

多様な染色界にあって、徳島の伝統工芸である藍染の伝統を保存・継承する古庄紀治の工芸技術は貴重である。

徳島市教育委員会

教育長 石井

博

徳島県指定無形文化財指定申請書

一 種別及び名称

無形文化財（工芸技術） 阿波藍の注染

二 保持者等の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

古庄 紀治 徳島市佐古七番町九番十二号

三 創始及び沿革

注染は明治時代初期に始まる中形を用いる糊防染法の一種で、折り付け式の型糊付けて糊置き後、簞の子の台上に当て布に挟んで置き、上から染液を注ぎ染める方法である。

古庄紀治は徳島県指定無形文化財「純正藍の注染」の保持者であつた故古庄理一郎の技術を受け継ぐ紺屋古庄の六代目である。昭和四十八年、染色工に従事し始め、かつて全国に隆盛を極めた阿波藍の自然発酵建ての再興を目指すとともに、注染への応用、絹染めの技法を再興させた。「阿波藍の注染」は徳島市指定無形文化財（平成二十一年三月二十五日付け指定）。

四 現況

紺屋の仕事として、阿波藍の伝統的な発酵建てによる絞り染め、型染め、絹の藍染めを手がけている。注染は週一日置きに行う一日がかりの仕事であり、生地の表裏両面を染め、九八四回ごとに模様が反転し、繰り返し連続する白と藍色の鮮やかな対比や段落ちの豊かさが古庄藍の特徴である。また、年間を通じて型紙彫りにも取り組む。

長年にわたり所属する徳島県藍染研究会では染色技術の研修を通じて徳島の藍染界をリードする人材の養成、また、小松島西高校では藍染の後進者の指導に努めている。

五 用具の大要

(一) 藍発酵建てに使用する設備・用具類

① 鉄製釜

立方形の鉄製釜で縦九一×横九一×高九一cm、縦一〇〇×横一〇〇×高一〇〇cmの一種類、いずれも底部に染液を一二〇度に保温するための電熱器を据える空間がある。

② 藍染攪拌棒

糸、木灰汁、石灰、貝灰、糖蜜、強力粉をかき混ぜる木製の櫛、棒の先端に平板が付く。

(二) 防染糊調整及び糊置きに使用する設備・用具類

① 糊鉢

粉末状のふのりを水で溶く容器。

② 攪拌機

ふのり、DHS、ベントナイトを混ぜる攪拌機。

③ 糊置台（板場）

幅四〇×長一一〇cmの糊置きができる中形を固定する台。

④ 型枠

幅四八×長一一五cmの型紙をとめる木製枠。

⑤ 型紙

幅四八×長一一〇cmの透紙又はポリエスチル製。

⑥ ヘラ

中形の寸法に合わせた幅四五cmの糊置き用の角ヘラで、型紙の模様によつて天然ゴム製と化学ゴム製を使い分ける。

〔二〕 注染に使用する設備・用具類

① 注染合（ツボンダ・バキューム装置付）

幅六二一×長一一五×高七五cmの鑄鉄製の合を2合連接し、染液を注ぎ染める質の子の合で、真空タンク・プロアーを使ひエア吸引し藍色の発色を促す。

② 土手

鉄製アングルにビールを取り付け、糊置きした生地の四方を囲む仕切り。

③ 砂袋

一九一gの砂袋で押さえることにより布と布の空気を外へ出し密着をよくする。

④ 注染用ドビン

ボリエスチル製の水差しで、鉄製釜の染液を汲み取り生地に注ぐ。

〔四〕 水洗に使用する設備類

① 水洗槽（洗い場）

幅八八×長四三四×深二五、四七四のコンクリート製の水槽で、排水のため底面は傾斜させている。

② 水洗機

手洗いと併用して、電動機械式の水洗機を使用。

六 申請の事由

江戸時代から明治時代にかけて阿波藍の生産地として全国を席巻した徳島には、今も伝統的な技術による葉づくりと藍建てが継承されている。古庄紀治は阿波藍に含まれる染料化できる酵素を利用して、注染に適した藍建てと注染を行う県内唯一の紺屋であり、徳島の伝統工芸である藍染の振興に取り組む技術保持者である。

七 保存の方法

古庄染工場において、伝統技術の保存と後継者養成に努めている。

八 その他参考になるべき事項

特になし

右のものを、徳島県指定無形文化財に指定してくださるようお願いします。

平成三十年一月二十四日

徳島市佐古七番町九番十一号

古庄



徳島県教育委員会 殿



1 当て布



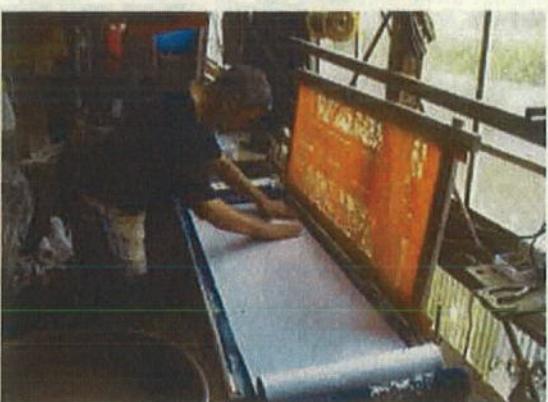
5 糊置き



2 当て布 糊置き



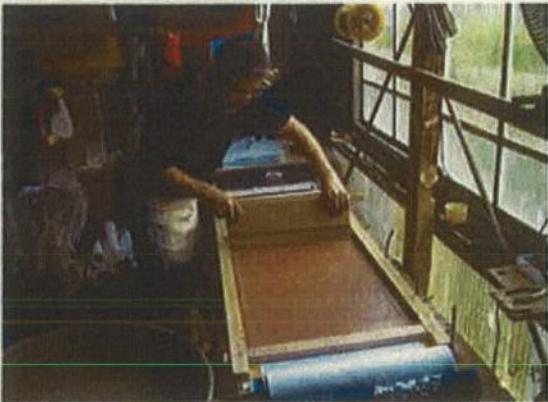
6 生地折り返し



3 染め生地



7 糊置き折り返し部補整



4 生地 糊置き



8 糊置き補整

注染作業工程



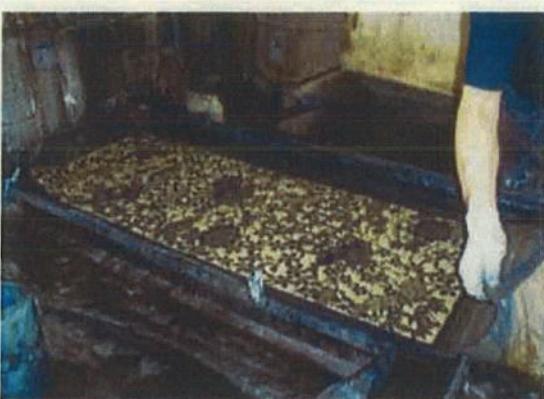
9 ツボンダ注染前



13 エアー吸引



10 注染 部分注ぎ



14 生地表裏置換



11 注染 全体注ぎ



15 注染終了



12 注染 浸染状態



16 水洗

注染作業工程



型紙 渋紙・ポリエステル



注染浴衣



注染作業場



折り返し部



古庄紀治